

広野町にやってくる

風とロックCARAVAN福島

福島県の59市町村を、<sup>やないみちひこ</sup> 箭内道彦とギターを抱えたアーティストが毎月めぐる「風とロックCARAVAN福島」が、広野町で開催されます。

みなさんぜひ会場に足を運んでください。

- 期 日 平成26年6月28日(土)
- 時 間 午後1時~3時半
- 場 所 広野小学校体育館
- 内 容 県外出身アーティストと県内在住アーティストによるライブとトークショー
- 料 金 無料



箭内 道彦



とみざわ 富沢 タク

問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251

運動不足解消に

Jヴィレッジ仮設フィットネスジムの利用を

中央台高久にあるJヴィレッジ仮設フィットネスジムには、ランニングマシンやトレーニング用自転車などが設置され、広野町の住民であれば誰でも無料で利用することができます。日頃の運動不足解消にぜひご利用ください。

■場所 Jヴィレッジ仮設フィットネスジム(いわき市中央台高久 榎葉町サポートセンター「空の家」隣)

■利用可能時間

火曜日から金曜日まで	正午から午後8時まで
土曜日、祝日	午前9時から正午まで 午後2時から午後6時まで
日曜日、月曜日	定休日

※住所を確認できるもの(免許証など)を持参してください。

問 Jヴィレッジ仮設フィットネスジム ☎0246-46-0201

電波は正しく使いましょう

総務省からのお知らせ

6月1日から10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。電波は、ルールを守って正しく使いましょう。

問 総務省 東北総合通信局 ☎022-221-0641

震災後初の実施です

花いっぱい運動

東日本大震災後初となる花いっぱい運動を、次のとおり実施します。この運動は、まちを花で飾るだけでなく身近な環境をきれいにし、美しく住みやすい町にするための運動です。町民のみなさんの参加をよろしくお願ひします。

- 日 時 平成26年7月5日(土)  
午前9時~11時(小雨決行)
  - 集合場所 ニツ沼総合公園宿泊棟前駐車場  
(午前8時半集合)
  - 植栽場所 ニツ沼総合公園内
- 問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251

国の財政を支える

税務職員採用試験(高校卒業程度)

■受験資格

平成26年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人および平成27年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人(人事院が同等の資格があると認める人を含む。)

■受験申込受付期間

- ①インターネット 平成26年6月23日~7月2日
- ②郵送または持参 平成26年6月23日~26日

■受験申込方法

原則インターネット申込み  
郵送または持参用受験申込書の請求は、最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課または人事院東北事務所へ。

問 仙台国税局 人事第二課 試験研修係 ☎022-263-1111(内線3236)

事業主のみなさんへ

労働保険の年度更新をお忘れなく

平成26年度の労働保険の年度更新の申告期限は7月10日です。期限までに、最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署、福島労働局で手続きをしてください。

労働保険の年度更新は電子申請が、労働保険料などの納付は口座振替が便利です。

問 福島労働局 総務部 労働保険徴収室 ☎024-536-4607

該当する人は、申請をお忘れなく

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請書をお送りしますので、対象となる人は申請書に必要事項を記載し、必要な書類を添えて返信用封筒で郵送するか、福祉介護課へ提出してください。

■臨時福祉給付金

①給付対象者

平成26年度分町民税(均等割)が課税されない人(ただし、申請者を扶養している人が課税される場合や生活保護者となっている場合などは対象外)

②申請期間

平成26年7月1日(火)から10月1日(水)まで  
※申請書は6月2回目の広報配布物を郵送する封筒に同封します。

■子育て世帯臨時特例給付金

①支給対象者

基準日(平成26年1月1日)における平成26年1月分の児童手当または児童手当特例給付の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

②申請期間

平成26年6月2日(月)から9月2日(火)まで  
※申請書は5月30日に児童手当・特例給付現況届に同封して発送しましたので、万が一届かない場合は、下の問い合わせ先に連絡してください。

■ご注意

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のどちらの対象要件にも該当する人が受けられるのは、臨時福祉給付金だけになります。

平成26年1月2日以降に広野町へ転入してきた方は、基準日の1月1日時点で住民登録のあった市区町村へお問合せください。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めるとことやATM(銀行やコンビニエンス・ストアなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

提出は6月30日までに

児童手当・児童手当特例給付の現況届

児童手当・特例給付現況届(現況届)は、現在児童手当または児童手当特例給付を受けている人が、引き続き受給できるか町で審査を行うため、毎年6月1日現在の家族の状況および所得の状況について提出が必要な届け出です。

対象の方には現況届を5月30日にお送りしましたので、必要事項を記載し、必要な書類を添えて6月30日(月)までに提出してください。

なお、提出が遅れますと、手当の支給が遅れたり、差し止めとなったりする場合がありますのでご注意ください。

■現況届提出先 広野町福祉介護課

※子育て世帯臨時特例給付金申請の返信用封筒に同封しての提出も可能です。

■提出書類

現況届(全員)、保険証の写し、所得証明書、住民票など  
※詳細につきましては、現況届と一緒に郵送される通知文をご覧ください。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

事前の申請が必要です

脳ドック検診費用の一部を助成

町では、町民の健康の保持増進を図ることを目的とし、脳ドック検診受診者に対し、検診に要した費用の一部を助成します。

事前の申請が必要ですので、次の事項に注意して申請書を提出してください。

■対象となる検診

頭部MRI・頭部MRAによる画像診断を主検査とする一連の検査

■対象者 次の①~④いずれにも該当する人

- ①町内に1年以上住所を有する35歳以上の人(平成26年度内に35歳に到達する人も含む。)
- ②現在加入の健康保険に、脳ドック検診助成金の制度がない人(健康保険に助成制度のある加入者は、たとえ未請求でも町助成の対象外です。)

③頭部疾患で治療を受けていない人

④過去3年度広野町のこの助成金と人間ドック助成金の、どちらの助成金も受けていない人

■助成金額 検診費用の2分の1(上限30,000円)

■申請先

①国民健康保険に加入している人

町民保健課 ☎0240-27-2113

②社会保険などに加入している人

保健センター ☎0240-27-3040

■助成金請求に必要な書類(申請後、助成金交付の承認を受けた人)

①脳ドック検診助成金交付請求書、②医療機関の発行した領収書

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113